

令和6年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年3月12日、14時00分に朝倉老人福祉センター集会室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員4名】

20番 井手 信一	30番 星野 隆治	32番 大隅 高博
36番 重光 清士		

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・ 報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日 野 清 宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係

森 田 誠 市

(開 会 14:25)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に8番吉松委員、11番鳥巢委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

9ページまで46件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から46番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

10ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）に
ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（森田）挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （森田）詳細について説明

11ページをお願い致します。地区ごとの利用権設定等の内容となっています。真ん中の左
側が中途解約、その右側が新規の利用権設定の面積になります。13.5haほど中途解約
がありましたが、その右側の利用権設定面積が15.2haで若干増加しています。次のペ
ージをお願い致します。先ほど正誤表を付けさせて頂いています。それを踏まえた上での説
明をさせて頂きます。

最長20年間で、今回1地区のみ20年間の設定がありましたが、やはり利用権の設定は
5年と10年の設定が最も多く、全体の半数以上を占めた形になっております。全体面積の
利用権設定面積は15.236777haとなっておりますので、ご説明させて頂きます。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。
 13 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）
 について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明
 をお願いします。
 事務局挙手

議 長 事務局。
 事務局 （岩切）議案朗読をもって説明
 審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。
 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 6 番小島委員、
 22 番永露委員を指名いたします。
 次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。
 事務局 （岩切）審議番号 2 番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいた
 します。
 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 2 番について、担当地区委員の 15 番永
 井委員、24 番櫻木委員、8 番吉松委員、37 番上野委員を指名致します。
 次に、審議番号 3 番について、事務局の説明を求めます。
 事務局 （岩切）審議番号 3 について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致し
 ます。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 について、担当地区委員 19 番樋口委員、23
 番篠原委員を指名致します。次に、審議番号 4 について、事務局の説明を求めます。
 事務局 （岩切）審議番号 4 については、事前に補足説明を行います。土地が 3 筆ありまして、一番
 下の 742 番 2 は、登記地目が宅地になっております。現況は田です。ここには、ハウス、
 畜舎が建っていますが、なぜここに記載しているかと申しますと、畜舎などの建設につきま
 しては、利用の特例がありまして、用途区分の変更を行います。その際農振除外までは、必
 要ありませんが、転用が可能となりまして、従って現況は農地のままでありますので、特例
 事業の対象になり得えます。あくまでも、用途区分の変更を行っても農振農用地であること
 には変わりはありません。ハウス以外の事務所や倉庫や住宅は建てられません。あくまでも、
 農用地は農用地のままで、用途区分の変更を行ったということで、登記地目は宅地でありま
 すが、現況は田のままで、農地として売買ができるということで記載しております。
 あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致します。
 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 について、担当地区委員 7 番椿委員、30 番星
 野委員を指名致します。
 審議番号 1 番から 4 番を一括とし質問や意見はありませんか。
 他に意見や質問はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議 長 なければ、審議番号 1 番から 4 番について、賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。
 15 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につい
 て」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求
 めます。
 事務局挙手

議 長 事務局。
 事務局 （渡辺）朗読をもって説明
 21 ページまで 19 件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。
5 番武井委員。
5 番挙手

議 長 5 番委員。
5 番 (武井委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲渡人は高齢により農地の管理が困難であるため、譲受人は相手方の要望。これは、家付きになっています。家も一緒に購入しています。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。
17 番挙手

議 長 17 番手嶋委員。
17 番 (手嶋委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は居住地に隣接した農地で、営農しやすいためです。譲渡人は相手方の要望ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。
17 番挙手

議 長 17 番手嶋委員。
17 番 (手嶋委員) 審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望となっています。これは 2 件ともです。譲渡人は高齢のためということで、昔から梨を栽培し、梨の木が植えてあり譲受人がつくっていたが、譲渡人の二人から高齢のため購入して欲しいということで話が成立しております。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は許可といたします。
次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。
17 番挙手

議 長 17 番手嶋委員。
17 番 (手嶋委員) 審議番号 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、

議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして譲受人は新規就農です。３月１日に新規就農面談を行いました。畑であります、３１番１だけが畑で、残りの分は栗畑となっています。３１番１の４２５㎡に自家用野菜をつくるようになっています。譲渡人は高齢のため規模縮小ということです。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号４番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号４番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号４番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号５番について、担当委員の説明を求めます。１番徳田委員。

１番挙手

議 長 １番徳田委員。

１番 （徳田委員）審議番号５番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は夫から妻への贈与です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号５番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号５番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号５番は許可といたします。

次に、審議番号６番について担当委員の説明を求めます。１４番坂田委員。

１４番挙手

議 長 １４番坂田委員。

１４番 （坂田委員）審議番号６番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人、譲渡人は兄弟です。譲渡人は千葉県に居住しており営農できない。話し合った結果このような申請になっています。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 審議番号６番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号６番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号６番は許可といたします。

次に、審議番号７番についてについて担当委員の説明を求めます。１４番坂田委員。

１４番挙手

議 長 １４番坂田委員。

１４番 （坂田委員）審議番号７番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人・譲渡人は遠い親戚にあたるそうです。権利移転の理由として、譲渡人は７６才という高齢であり規模縮小ということです。譲受人は相手方の要望です。農地法第３条第２項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号７番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は許可といたします。次に、審議番号 8 番について担当委員の説明を求めます。6 番小島委員。
6 番挙手
議 長 6 番小島委員。
6 番 (小島委員) 審議番号 8 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は財産整理のため、遠方に住んでおり管理ができないためです。農地は、売買する前から譲受人が耕作をしていました。譲受人が相談を持ち掛けて、契約が成立しているそうです。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 8 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 8 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は許可といたします。
次に、審議番号 9 番について、担当委員の説明を求めます。
9 番挙手
議 長 9 番窪山委員。
9 番 (窪山委員) 審議番号 9 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由としまして、譲受人は、営農効率を上げるためです。譲渡人は相手方の要望ということです。これは、譲渡人の土地を造成するときに、隅っこに水路がありました。この水路の部分が自由になるように、譲受人がこの土地をもらいたいという経緯で、協議が整っているようです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 9 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は許可といたします。
審議番号 10 番、11 番については、私が担当委員になっておりますので、議長を林副会長と交代致します。

副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号 10 番について、担当委員の説明を求めます。
19 番挙手
副会長 19 番樋口委員。
19 番 (樋口委員) 審議番号 10 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲受人は新規就農される方で、譲渡人の農地を購入します。この農地には、ハウスが建っています。これを利用して、約半分をアスパラガス、残り半分に小松菜を栽培されるそうです。新規就農の面談をしましたが、やる気のある方と感じました。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。
副会長 審議番号 10 番について、質問や意見はありませんか。
6 番挙手
副会長 6 番小島委員。

6番 (小島委員) 福岡市の西区からの通作ですか。

19番 (樋口委員) この議案書には、福岡市の住所になっていますが、面談をした日に住民票を移したそうで、農地の近所に住まわれております。

6番 (小島委員) わかりました。

副会長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

副会長 19番樋口委員。

19番 (樋口委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。これは先月あっせん、話がまとまったところですが、2196番地1は、農振除外地でありまして、3条申請となっています。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。

議長 議長を交代しました。次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。

11番挙手

議長 11番鳥巢委員。

11番 (鳥巢委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は新規就農(自家栽培)。譲渡人は、転居のため農地の管理が困難であるためです。この譲受人の住所が、沖縄県になっております。譲受人は、北九州市に親が居住しているが高齢であり、近くに家を求めています。不動産会社がこの農地に隣接する宅地をインターネットに上げたら、即反応されて、譲渡人と面談をされ、その日のうちに商談が成立したとのことです。野菜を作りたいということで、コンタクトを取りまして、色々話をしました。農機具については、譲渡人が所有するものを譲るということです。事前の段取りは出来ています。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。

15番挙手

15番 (永井委員) 審議番号13番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲渡人は相手方の要望。譲受人は、所有する隣接農地と一体的に営農するためです。大分自動車道建設時に、畑の隅の方に農地が残り、柿の木が3本程度あります。つくるのも大変ということで、一緒に譲受人がつくるということで話が出来ているそうです。農地法第3条第2項には該当致しません。

ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 13 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 13 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 13 番は許可といたします。次に、審議番号 14 番について、担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。

8 番 挙手

8 番 （吉松委員）審議番号 14 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由、譲受人は規模拡大。譲渡人は、規模縮小ということです。この農地は、平成 29 年九州北部豪雨におきまして、残土がたくさん出るということで、柿山の谷を埋めて、そこに農地をつくるということであり、その一番端に農道をつくった関係で、相手方の農地が少し残ったりして、その土地はいらないということでした。今回申請の農地は少しであり、譲渡人に売るということです。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 14 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 14 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 14 番は許可といたします。次に、審議番号 15 番及び 16 番については、関連がありますので、一括審議と致し、担当委員の説明を求めます。

8 番 吉松委員。

8 番 挙手

8 番 （吉松委員）審議番号 15 番、16 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換です。権利移転の理由は、譲渡人の方は営農効率を上げるためです。譲受人の方も営農効率を上げるためです。審議番号 14 番のように農地を造成したので、従前の農地から状況が変わり交換し、営農効率を上げるためやっております。従いまして、農地法第 3 条第 2 項について該当ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 15、16 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 15 番、16 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 15 番、16 番は許可といたします。次に、審議番号 17 番について、担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。

8 番 挙手

8 番 （吉松委員）審議番号 17 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は、叔父と甥の関係でございます。譲渡人は蜷城の方で、烏集院まで来るのに遠くて、譲受人が所有している農地の近所でもあり、甥でもありますので、贈与ということでございます。農地法第 3 条第 2 項について該当ありません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号 17 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１７番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号１７番は許可といたします。
 次に、審議番号１８番について、担当委員の説明を求めます。４番末石委員。
 ４番挙手
 ４番 （末石委員）審議番号１８番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は相手方の要望。譲渡人は体調不良ということです。農地法第３条第２項について該当ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１８番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議 長 なければ、審議番号１８番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号１８番は許可といたします。
 次に、審議番号１９番について、担当委員の説明を求めます。１６番畑委員。
 １６番挙手
 １６番 （畑委員）審議番号１９番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は相手方の要望。譲渡人は所有している他の農地と離れたところにあり耕作に不便であるためです。この土地のすぐ下に、譲受人が柿を栽培されておりますので、話に乗ってもらいこの契約になったそうです。農地法第３条第２項について該当ありません。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１９番について、質問や意見はありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 議 長 なければ、審議番号１９番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号１９番は許可といたします。
 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
 １５時１０分まで休憩します。

 １５時００分休憩
 １５時２１分再開

 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。２２ページをお開きください。次に、議案第４号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手
 議 長 事務局。
 事務局 （川波）議案朗読をもって説明
 １件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。
 議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号１番について、担当委員の説明を求めます。９番窪山委員。
 ９番挙手
 議 長 ９番窪山委員。
 ９番 （窪山委員）審議番号１番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、自己用住宅。転用の理由としまして、現在、兄弟で同居しているため

隣に自己用住宅を建築するものです。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。23 ページをお開き下さい。
次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明
を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
24 ページまで 4 件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。
1 番挙手

議 長 1 番徳田委員。
1 番 （徳田委員）譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、
有料老人ホーム、デイサービス及び露天駐車場です。転用の理由は、周辺環境がよいため有
料老人ホーム等を建設するもの。また、露天駐車場を整備し、その一部を医療機関の駐車場
が不足しているため貸すもの。契約は売買です。参考事項としましては、準工業地域。第 1
種住居地域です。有料老人ホーム 1 棟 715.48㎡、デイサービス 1 棟 279.10㎡で
す。駐車場が 121 台分です。その内貸駐車場が 30 台ということです。用途区分は、都市
計画用途地域内です。第 3 種農地になっています。この申請は田が広がったので、区からの
要請で、昔の水路はそのままにして欲しいということで、条件付きで承諾されています。今
までの水路の横に、別に雨水の水路を設置するそうです。雨水は下流側に水稻栽培時に利用
する水路と奥に普通の水が流れる水路がありますので、そちらに水路を延長し、流すそう
です。排水は、下水道があります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。
次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。
1 番挙手

議 長 1 番徳田委員。
1 番 （徳田委員）審議番号 2 番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議
案書記載のとおりです。転用の目的は貸障がい者グループホーム。転用の理由は、障がい者
への対応を考慮し、地域住民の受け皿となる施設を建設するものです。契約は売買です。グ
ループホーム 1 棟 254.77㎡、駐車場 9 台ということです。用途区分は、農用地区域外
です。農地の区分は第 2 種農地です。東側に水路がありますが、そこには雨水は流さず、農
地の前に道路があり側溝があるので、そちらに流すということです。下水は、下水道があり
ますのでそちらに流します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
12 番挙手

議 長 1 2 番田中委員。

1 2 番 (田中委員) 貸障がい者グループホームということは、これは建て貸しということですか。

1 番 (徳田委員) 譲受人が、そのような方に貸すということです。

議 長 借主は決まっていますか。

1 番 (徳田委員) そこまではわかりません。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 先日、申請代理人から借受予定法人の登記等の情報が提出されまして、借主は決まっていますようです。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認いたします。

次に、審議番号 3 番について担当委員の説明を求めます。

9 番窪山委員。

9 番挙手

議 長 9 番窪山委員。

9 番 (窪山委員) 審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は贈与です。転用の目的は自己用住宅の敷地拡張。転用の理由は、既存住宅敷地が手狭であり、宅地進入路等を整備するものです。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。現在拡張状態になっておりますので、始末書添付となっています。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 3 番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認いたします。

次に、審議番号 4 番について担当委員の説明を求めます。8 番吉松委員。

8 番挙手

議 長 8 番吉松委員。

8 番 (吉松委員) 審議番号 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。契約は贈与です。雨水につきましては、農地が半分残っているので、そこで処理をします。生活排水につきましては、前面に下水道がありますので、それに接続します。農地法の運用については、10ha 以上の一団の農地（集落接続）に該当します。用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 4 番について質問や意見はありませんか。

1 6 番挙手

議 長 1 6 番畑委員。

1 6 番 (畑委員) 契約が贈与になっていますが、譲渡人と譲受人の関係はどうか。

8 番 (吉松委員) 兄弟です。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。
25 ページをお開き下さい。次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 （岩切）事務局議案朗読をもって説明。審議番号 1 番については、推進機構への売り渡しとなります。審議番号 2 番については、推進機構からの買い入れになります。以上 1 番及び 2 番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番、2 番について質問や意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号 1 番、2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、議案第 6 号は承認とし、市長に通知いたします。
26 ページをお開きください。次に、議案第 7 号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
1 件でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について担当委員の説明を求めます。
1 番徳田委員。
1 番挙手
議 長 1 番徳田委員。
1 番 （徳田委員）審議番号 1 番について説明させていただきます。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。地主がグラウンドとして、地域住民に貸していました。以前の契約書を見せて貰いましたが 40 年前の契約書でありました。町の子どものグラウンドとして行事に利用されてきました。農地の状況は、都市計画用途区域内。第一種住居地域になります。第 3 種農地。20 年以上前から雑種地課税となっております。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
1 2 番挙手
1 2 番田中委員。
1 2 番 （田中委員）これは、市が借り上げたものですか。
1 番 （徳田委員）地主が区の方に貸していたものです。
議 長 他に質問や意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。
以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 15：36）